

間税会ニュース

令和5年5月15日
No. 67



〒819-0046 福岡市西区西の丘2丁目16番11号 上田正浩税理士事務所内 TEL 092(885)8326
FAX 092(400)2831

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真等提供：鳥栖間税会

吉野ヶ里遺跡（佐賀県吉野ヶ里町）

吉野ヶ里遺跡は、昭和61年からの本格的な文化財発掘調査によりその姿をあらわした、佐賀県の旧神埼郡神埼町（現・神埼市）、三田川町、東脊振村（現・吉野ヶ里町）にまたがる全国最大の規模を持つ弥生時代の環濠集落跡です。公園内では墳丘墓や複数の甕棺（かめかん）墓地、物見やぐらが復元されているほか、発見された有柄銅剣やガラス製管玉等は国の重要文化財に指定され、高い学術的価値を有しています。現在は、約106haの広大な敷地を佐賀県と国が整備し、国営吉野ヶ里歴史公園として、文化的資産の保存だけでなく野外遊びやレクリエーションも行える公園となっています。（吉野ヶ里町、吉野ヶ里歴史公園ホームページより）

.....

（目次）

●活動報告・新着情報	2	博多間税会 賀詞交歓会	5
福局間連女性部・青年部合同研修会	2	博多税務署長と語る会	6
令和4年度 正副会長会	3	●「税の標語」募集	7
令和4年度 第3回常任理事会	4	「税の標語」応募用紙	9
		●税情報	11



活動報告・新着情報

福岡局間連女性部・青年部合同研修会を開催

福岡局間連女性部・青年部

開催日：令和5年3月20日（月）

場所：柳川商工会議所等

福岡国税局間税会連合会女性部（藤田ひろみ部長）と青年部（橋本 巖部長）は福岡県柳川市の柳川商工会議所で合同研修会を開催し局間連及び単位会の女性・青年部会員など48人が参加しました。

会は、地元大牟田間税会の藤井青年部長の「開会のことば」ではじまり、冒頭 中野 文治福岡局間連会長と藤田ひろみ福岡局間連女性部長の挨拶がありました。

講師には、福岡国税局 元松利孝 消費税課 課長をお招きし、「税のよもやま話」と題して「我が国の財政」「インボイス制度の円滑な実施」「消費税不正還付事案」等多岐にわたり講義がありました。

プロジェクターを駆使した熱の入ったすばらしい講義内容に、参加者は多いに満足し有意義な時間を過ごすことができました。

最後に橋本 巖福岡局間連青年部長から元松課長に謝辞が述べられました。

その後、昼食会と川下りが催され会員どうしで久しぶりの交流を楽しむことができました。

第一部 研修会 11時～12時10分 「税のよもやま話」 講師：福岡国税局消費税課長 元松 利孝 様

第二部 昼食会 12時15分～13時45分 ランヴィエール勝島に場所を変えて～

第三部 川下り 13時50分～15時00分 ランヴィエール勝島 ⇒ 御 花

当日は藤井達也青年部長をはじめ、大牟田間税会青年部の皆様には色々のご配慮いただき大変ありがとうございました。



中野会長挨拶



元松課長の講義



熱心な受講者



藤田部長挨拶



川下り出発

ご 出 席 者

所 属 等	役 職	氏 名
福岡国税局 課税第二部 消費税課	課 長	元松 利孝 様
	総務係長	長野万紀子 様
福岡 国 税 局 間 税 会 連 合 会	会 長	中野 文治 様

所属等	役 職	単 位 会	氏 名	所属等	役 職	単 位 会	氏 名
福岡国税局間税会連合会	女性部	部 長	博 多 藤田ひろみ 様	福岡国税局間税会連合会	女性部	顧 問	小 倉 滝山 真弓 様
		副 部 長	西福岡 中村 裕子 様			副 部 長	八 幡 原田 倫子 様
		副 部 長	小 倉 異島 明子 様			常任委員	博 多 廣田 育美 様
		常任委員	小 倉 井上 皓子 様			部 員	西福岡 満生 順子 様
		部 員	西福岡 森 ツル子 様			部 員	博 多 江田まり子 様
		部 員 (代理)	博 多 江頭 英樹 様 (近藤 郁様 代理)			部 員	八 幡 小林美美子 様
		部 員	小 倉 坂下トメコ 様			部 員	八 幡 樋口 恵美 様
	青年部	部 長	久留米 橋本 巖 様	福岡国税局間税会連合会	青年部	副 部 長	博 多 富田 直良 様
		副 部 長	西福岡 入里 健二 様			副 部 長	久留米 尾籠 博司 様
		副 部 長	長 崎 山道 義智 様			常任委員	博 多 宮田 弘年 様
		常任委員	久留米 香田 岳之 様			常任委員	大牟田 藤井 達也 様
		監 事	久留米 緒方 義信 様			監 事	西福岡 渡辺 克己 様
		部 員	唐 津 高田 武嗣 様			—	—
		—	—			—	—

所 属 等	氏 名	所 属 等	氏 名
博 多間税会青年部	安恒 寿人 様	博 多間税会青年部	岡崎 浩 様
	本中野 瞬 様		前田憲太郎 様
	野口 侑作 様		金子 雄作 様
	北崎 康平 様		内倉 義史 様
久留米間税会青年部	樋口誠志郎 様	久留米間税会青年部	山村公志郎 様
	菊竹 秀輔 様		—
大牟田間税会青年部	上野 清隆 様	大牟田間税会青年部	荻島 造 様
	田島 一豊 様		大橋 正明 様
	古賀 毅 様		堤 孝 様
小 倉間税会青年部	木村 勝治 様	佐賀間税会青年女性部	永野 瞬二 様
事 務 局	上田 正浩	—	—

令和4年度 正副会長会

福岡国税局間税会連合会

開催日：令和5年3月23日（木） 場所：TKPガーデンシティ博多駅新幹線口

福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は3月23日（木）福岡市のTKPガーデンシティ博多駅新幹線口で正副会長会を開催した。

中野会長からあいさつと人事面について詳細なお話があり出席者全員から承認された。

その後、「インボイス制度導入に伴う間税会の対応」が協議され、結果的には全間連の対応方針と同様とした。

ご 出 席 者

区分	所 属	役 職	氏 名
正副会長会	博 多間税会	会 長	中野 文治 様
	小 倉間税会	副 会 長	大久保 昌逸 様
	博 多間税会	副 会 長	河野 武司 様
	西 福 岡間税会	副 会 長	橋本 千代次 様
	久 留 米間税会	副 会 長	稗 島 行雄 様
	筑 紫間税会	副 会 長	田代 雅人 様
	佐 賀間税会	副 会 長	本島 直幸 様
	武 雄間税会	副 会 長	西村 幸 様
博 多間税会	専務理事	上田 正浩	



正副会長会議

令和4年度 第3回 常任理事会 開催

福岡国税局間税会連合会

開催日：令和5年3月23日（木） 場所：TKPガーデンシティ博多新幹線口

福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は3月23日（木）福岡市のTKPガーデンシティ博多駅新幹線口で令和4年度3回目の常任理事会を開催した。

ご来賓として福岡国税局の元松利孝消費税課長をはじめ末松真美課長補佐、長野万紀子総務係長がご出席された。中野会長ご挨拶、元松消費税課長ご挨拶に続いて全国間税会議の結果について専務理事から説明がなされた。その後議事に入り

- 1 インボイス制度導入に伴う福岡局連の対応
- 2 令和5年度の事業計画等
 - (1) 税の標語の募集拡大と活用
 - (2) 「消費税等に関するアンケート調査」の積極的な実施
 - (3) 指定モデル会の活動の充実
- 3 令和5年度分会費等
- 4 福岡局間連「間税会ニュース」の表紙作成

について審議され、すべての協議事項について承認された。

また、元松課長から「せっかくの機会なので間税会幹部の皆様から税務行政全般についてご意見をお伺いしたい。」とのお話があり、限られた時間ではあったが2名の幹部から具体的な意見が出された。

常任理事会ご出席者

No	所 属	役 職	氏 名
1	国税局	消費税課長	元松利孝様
2		課長補佐	末松真見様
3		総務係長	長野万紀子様
4	博多間税会	会 長	中野文治様
5	小倉間税会	副 会 長	大久保昌逸様
6	博多間税会	副 会 長	河野武司様
7	西福岡間税会	副 会 長	橋本千代次様
8	久留米間税会	副 会 長	裨島行雄様
9	筑紫間税会	副 会 長	田代雅人様
10	武雄間税会	副 会 長	西村 宰様
11	若松間税会	常 任 理 事	白石信和様
12	博多間税会	常 任 理 事	藤田ひろみ様
13	香椎間税会	常 任 理 事	川口利弘様
14	福岡間税会	常 任 理 事	久芳志治様
15	久留米間税会	常 任 理 事	橋本 巖様
16	直方間税会	常 任 理 事	横溝淳弥様
17	飯塚間税会	常 任 理 事	禰島典仁様
18	甘木朝倉間税会	常 任 理 事	矢野清博様
19	八女間税会	常 任 理 事	福島成孝様
20	唐津間税会	常 任 理 事	福井浩二郎様
21	伊万里間税会	常 任 理 事	山浦義行様
22	佐世保間税会	常 任 理 事	池田敏章様
23	諫早間税会	常 任 理 事	瀬頭信介様
24	平戸間税会	常 任 理 事	福田 詮様
25	対馬間税会	常 任 理 事	渡邊昭二様
26	福岡間税会	監 事	玉江正道様
27	西福岡間税会	監 事	満生順子様
28	博多間税会	専 務 理 事	上田正浩様



元松課長挨拶



中野会長挨拶

博多間税会（河野武司会長）賀詞交換会開催

博多間税会（河野武司会長）

開催日：令和5年1月25日（水） 場所：TKPガーデンシティ博多新幹線口

博多間税会（河野武司会長）は、1月25日（水）福岡市のホテルオークラ福岡で賀詞交換会を開催した。

ご来賓の宮崎英樹博多税務署長、松村和範副署長、谷山正樹法人課税筆頭統括官と名刺交換会をした後、河野会長ご挨拶、宮崎署長ご挨拶、松村副署長による乾杯のご発声の後、歓談に入った。

途中、新入会員7名の方々の自己紹介があり、その後グラッドゴスペルシスターズ、青年部の内倉様、(株)如水庵の森会長様の歌唱で盛り上がり、最後は恒例の博多手一本で締められた。

テーブルには博多間税会だよりと昨年の「税を考える週間」に河野会長が宮崎署長に宣言した『消費税期限内完納』及び『インボイス制度周知・啓発』推進宣言がおかれ、博多間税会らしい工夫のこらされた華やかな賀詞交歓会に出席者97名（内ご来賓3名）は堪能し、間税会員相互の絆とご当局との協調が更に高まった。

スタッフの皆様、大変ありがとうございました。



河野会長ご挨拶



宮崎署長ご挨拶



新入会員の自己紹介



「消費税期限内完納」及び
「インボイス制度の周知・啓発」推進宣言

博多間税会は、消費税が導入された平成元年に、「消費税を中心とした間接税に関する知識の普及、納税道義の高揚、自主的な申告納税体制の確立を通して、税務・税制の公正に寄与する。」という基本理念のもとに設立され、これまで、消費税の適正な申告と期限内完納が財政基盤の安定化に極めて重要であるという認識のもと「消費税 活かすみんなの間税会」のキャッチフレーズを掲げて、消費税についての様々な啓発活動を展開してきたところであります。

そのような中、社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を同時に達成することを目指す「いわゆる社会保障と税の一体改革法案」により、あらゆる世代が長く公平に負担する消費税の税率が段階的に引き上げられ、令和元年10月から10%になると同時に軽減税率制度が実施されました。

また、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

このことから、私達、博多間税会の活動がますます重要になっていることを改めて認識し、会の事業計画の重点事項に掲げた「消費税期限内完納運動の更なる推進」及び「インボイス制度の周知・啓発のための各種施策」に積極的に取り組むことをここに宣言します。

令和4年11月14日

博多税務署管内
博多間税会



グラッドゴスペルシスターズ



博多一本締め

「博多税務署長と語る会」

博多間税会女性部

開催日：令和5年4月11日（火） 場所：TKPガーデンシティ博多新幹線口

博多間税会女性部（藤キクヨ女性部長）は、女性部研修会行事の一環として福岡市博多区の八仙閣本店で「博多税務署長と語る会」を2部構成で開催し、女性部を中心に博多間税会会員43名が参加しました。

第1部は、冒頭 藤キクヨ女性部長と河野武司博多間税会会長があり、研修会が始まりました。

講師には、博多税務署 宮崎英樹署長をお招きし、「五感で学ぶ『お酒の口座』」と題して「税務署が酒類行政を担当している理由」「お酒の種類」等を数種類のパンフレット及びお米の現物等で軽快に説明されました。

また、動画「新人国税局員と学ぶお酒の口座」が放映され、「きき酒」会が催されるなど、参加者は巧みにお酒の世界観に引き込まれてしまい、有意義な時間を過ごすことができました。

なお、ここだけしか聞けないお酒の話では、一生懸命にメモをとる参加者もあり大変好評でした。

最後に森純子女性部顧問から宮崎署長に対して、心のもった謝辞が述べられました。

その後の第2部の意見交換会は、博多税務署幹部職員5名（前出の宮崎署長、松村和範筆頭副署長、谷山正樹法人1統括官、上原忠酒類指導官、松崎安昭連調官）をお迎えし開催されました。新会員の自己紹介・税務署幹部との名刺交換・「きき酒」会の答え合わせ等があり終始和やかな雰囲気の中で交流が深まりました。全間正解者には金紙ミニ表彰状、また、受章者以外には「きき酒金賞」が博多税務署から贈呈され大変盛り上がりました。

藤キクヨ女性部長をはじめスタッフの皆様、大変ありがとうございました。



河野武司博多間税会会長



宮崎博多税務署長



森純子副部長からの謝辞



熱心な参加者の皆様



聞き酒会



内容

税（消費税に限定しません。）に関するものでしたら、形式、内容は自由です。（形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由で、短歌調のように長くなっても差し支えありません。）
ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じが著しく類似しているものは、入賞作品として採用されません。

応募要領

○対象者… 間税会員、非会員を問いません。

○応募方法… 「郵便」か「FAX」により、住所、氏名、所属団体名（会員の方）、連絡先電話番号を明記して応募して下さい。
なお、応募は、**応募者の地元の間税会を通して行うこととして下さい。**
おって、「郵便」及び「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

※「税の標語」の募集は、国税庁及び一般財団法人 大蔵財務協会の後援を受けています。

○応募期限… 令和5年9月10日（日）まで

応募先

○ 応募者の地元の間税会又は福岡国税局間税会連合会（8ページ参照）

入賞作品

最優秀作品、優秀作品、佳作作品などの入賞作品については、入賞者に賞状と記念品を贈呈します。

「税の標語」の活用… 応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動に利用する場合があります。その場合には、氏名、住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、その点をご理解の上応募して下さい。

福岡国税局間税会連合会単位名簿

令和5年4月21日現在

管轄税務署	名称	会長名	〒	所在地	T E L	F A X
福岡	福岡間税会	新井洋子	810-0074	福岡市中央区大手門1-2-9 2階	092-739-2675	092-739-2674
西福岡	西福岡間税会	橋本千代次	814-0155	福岡市城南区東油山6-2-30	092-863-6780	092-863-4307
博多	博多間税会	河野武司	812-0064	福岡市東区松田1丁目12-41	092-611-5647	092-622-7339
香椎	香椎間税会	川口利弘	811-3205	福津市内殿1016-1	0940-38-5678	0940-38-5688
筑紫	筑紫間税会	田代雅人	818-0061	筑紫野市紫2-12-10	092-923-3111	092-923-7388
八幡	八幡間税会	加來典晴	805-0061	北九州市八幡東区前田企業団地1-1	093-661-3194	093-671-9811
若松	若松間税会	白石信和	808-0034	北九州市若松区本町3丁目2-23	093-751-3021	093-751-5279
直方	直方間税会	横溝淳弥	822-0017	直方市殿町8-16 筑豊ビル	0949-24-3423	0949-24-5585
田川	田川間税会	梶原孝文	825-0013	田川市中央町3-75	0947-45-8005	0947-45-8105
飯塚	飯塚間税会	松隈隆和	820-0068	飯塚市片島1-7-62	0948-22-5138	0948-28-3788
久留米	久留米間税会	稗島行雄	830-0022	久留米市城南町15-5 商工会館3F	0942-39-2326	0942-33-5099
甘木	甘木朝倉間税会	矢野清博	838-0068	朝倉市甘木955-11	0946-22-3835	0946-22-5166
大川	大川間税会	江藤義行	831-0016	大川市大字酒見221-3	0944-87-2038	0944-88-2004
八女	八女間税会	福島成孝	834-0063	八女市本村清水425-22-2	0943-22-5161	0943-22-5164
大牟田	大牟田間税会	井上信弘	836-0843	大牟田市不知火町1丁目4-2 大牟田商工会館2F	0944-51-7564	0944-55-9622
小倉	小倉間税会	大久保昌逸	803-0818	北九州市小倉北区堅町1-6-7	093-581-0078	093-581-0078
門司	門司間税会	門田進一	801-0851	北九州市門司区東本町1-1-7	093-321-2885	093-321-2888
行橋	行橋間税会	上田大作	824-0005	行橋市中央1-9-50 行橋商工会議所2F	0930-25-2473	0930-25-2483
佐賀	佐賀間税会	本島直幸	840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル6F	0952-23-4598	0952-29-6580
鳥栖	鳥栖間税会	松尾政博	841-0051	鳥栖市元町1380-5 鳥栖商工会議所	0942-82-5400	0942-84-0143
唐津	唐津間税会	福井浩二郎	847-0814	唐津市弓鷹町1512-2 ミノヤビル2F	0955-75-1818	0955-75-1033
武雄	武雄間税会	西村 幸	849-1311	鹿島市大字高津原544番地	0954-63-2235	0954-63-2236
伊万里	伊万里間税会	山浦義行	848-0041	伊万里市新天町663	0955-22-3111	0955-23-3106
長崎	長崎間税会	鈴木茂之	850-0031	長崎市桜町5-3 大同生命長崎ビル6F	095-825-8091	095-828-0419
諫早	諫早間税会	瀬頭信介	854-0026	諫早市東本町5番17号 ねむの木ビル202号	0957-22-8479	0957-23-4994
佐世保	佐世保間税会	池田敏章	857-0042	佐世保市高砂町4-18 アボード高砂2階201号	0956-22-3036	0956-23-5351
鳥原	鳥原間税会	石川嘉則	855-0862	鳥原市新湊1丁目32-1 第3マルゼンビル2階C号	0957-62-7025	0957-64-0527
平戸	平戸間税会	福田 詮	859-5121	長崎県平戸市岩の上町1481-1	0950-22-3131	0950-22-3130
福江	福江間税会	野口喬史	853-0005	五島市末広町8-4 福江商工会議所	0959-72-8060	0959-72-2530
杵岐	杵岐間税会	辻田多喜夫	811-5132	杵岐市郷ノ浦町東触590-4	0920-47-5880	0920-47-5880
厳原	厳原間税会	渡邊昭二	817-0021	長崎県対馬市厳原町今屋敷750-1	0920-52-1850	0920-52-1851
局連	福岡国税局間税会連合会	中野文治	814-0046	福岡市西区西の丘2丁目16-11	092-885-8326	092-400-2831

間税会 御中

「税の標語」応募用紙

(1) _____

(2) _____

(3) _____

住 所	〒
名 称	
氏 名	
電話番号	
	間税会 会員の方
	_____ 間税会

○お手数ですが、この応募用紙を地元の間税会事務局に FAX 又は郵送してください。

地元の 間税会	前ページの「福岡国税局間税会連合会単位会名簿」を参考にしてください
------------	-----------------------------------

業務センターへの郵送等に関するお願いについて

高橋福岡国税局長から、中野福岡国税局間税会連合会会長へ次のご連絡がありました。

福岡国税局では「内部事務センター化」（内部事務を集約処理）の令和8年全署実施へ向け、対象となる税務署を順次拡大しており令和5年7月10日（月）からは「福岡国税局業務センター長崎分室」が開設され長崎・諫早・島原・福江の内部事務がセンター化されます。

（ご連絡内容は、下記の「業務センターへの郵送等に関するお願いについて」のとおりです。）

長崎・諫早・島原・福江の間税会員の皆様におかれましては国税関係の申告書・申請書提出においてe-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用いただいている場合は従来どおりの手続で何の変更もありませんが、郵送で提出する場合は令和5年7月10日（月）から送付先（11ページ参照）が変わりますのでご注意ください。

なお、当間税会はe-Taxでの各種手続を間税会会員の皆様に推進しております。

【参考】 既に「内部事務のセンター化」を実施している税務署は博多・福岡・飯塚・門司・小倉・八幡ですので、博多・福岡・飯塚・門司・小倉・八幡の間税会会員の方もご注意ください（12ページ参照）ください。

記

福局二消（総）第9号
令和5年4月5日

福岡国税局間税会連合会
会長 中野 文治 殿

福岡国税局長 高橋 俊



業務センターへの郵送等に関するお願いについて

税務行政につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福岡国税局では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、センター化の対象となる税務署（以下「対象署」といいます。）を順次拡大しております。

対象署の申告書や申請書等は業務センターで処理することとしており、そのため、納税者や税理士の皆様には、申告書等の書面を送付される際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

つきましては、別添「福岡国税局からの重要なお知らせ（チラシ）」の内容を貴会の会員の皆様に対し、御周知いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福岡国税局からの重要なお知らせ

郵送による書類の送付先が変わります

「内部事務のセンター化」による送付先の変更について

- ◆ 令和3年7月から、一部の税務署の内部事務(※)を業務センターに集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施しており、令和5年7月からは、福岡国税局業務センター長崎分室を開設し、対象となる税務署を更に拡大することとしております。
- ◆ 「内部事務のセンター化」を実施する税務署においては、申告書・申請書等の郵送でのご提出先が業務センターとなります。
- ◆ 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんのでご注意ください。

(※) 内部事務とは、例えば、申告書等の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

- | | | |
|-----------------------|----|----------------|
| ① e-Tax (データ) で提出する場合 | ▷▷ | 所轄税務署へ (従来どおり) |
| ② 窓口で提出する場合 | ▷▷ | 所轄税務署へ (従来どおり) |
| ③ 郵送で提出する場合 | ▷▷ | 下記の郵送先へ |

NEW!!

福岡国税局業務センター長崎分室

長崎
税務署

島原
税務署

諫早
税務署

福江
税務署

令和5年7月10日(月)以降の
申告書・申請書等の送付先

〒850-8617

長崎市松が枝町6番26号

福岡国税局業務センター長崎分室

既に「内部事務のセンター化」を実施している税務署

福岡国税局業務センター室

<福岡税務署内>

博多
税務署

福岡
税務署

飯塚
税務署

【郵送先】

〒810-8674

福岡市中央区天神4丁目8番28号

福岡国税局業務センター小倉分室

<小倉税務署内>

門司
税務署

小倉
税務署

八幡
税務署

【郵送先】

〒803-8701

北九州市小倉北区大手町13番17号

※裏面の「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください!!

ご留意いただきたい事項

- ◆ **業務センターにおいて收受する申告書等には、業務センター名を表示した收受日付印を押なつします。**
 ※ 税務署窓口で提出した場合は、税務署名の收受日付印を押なつします。
- ◆ **書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。**
- ◆ **納税証明書の交付、面接による相談（※）などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。**納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「納税証明請求書在中」と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。
 （※）面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいております。
- ◆ **電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません**ので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

收受日付印イメージ

例) 業務センター長崎分室



e-Taxによる提出が便利です！！

e-Taxとは、申告や届出、申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるものです。

※ e-Taxにより提出する場合、送信先は所轄税務署となりますのでご注意ください。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



印刷・郵送代



添付書類



※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



※メンテナンス時間を除きます

還付金



3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

個人の申告は

ご自宅で
パソコン・スマホ から！

詳しくは
こちら



法人税申告は

全ての書類を
e-Tax送信で！

詳しくは
こちら



国税の納付は

キャッシュレス納付
が便利です！

詳しくは
こちら



事業者のみなさま

消費税の

インボイス制度

令和5年10月 **スタート**



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット



登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。



インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご利用ください。

相談窓口一覧表



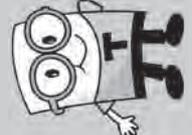
消費税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月

おさえたい /



4つのポイント

- ポイント 1** 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

納税額を売上税額の**2割に軽減**

詳しくは、**P2**
- ポイント 2** 一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、インボイス保存**不要**

詳しくは、**P3**
- ポイント 3** すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、返還インボイス交付**免除**

詳しくは、**P3**
- ポイント 4** これから登録される免税事業者の方

登録希望日に登録が可能

詳しくは、**P4**

重要 インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

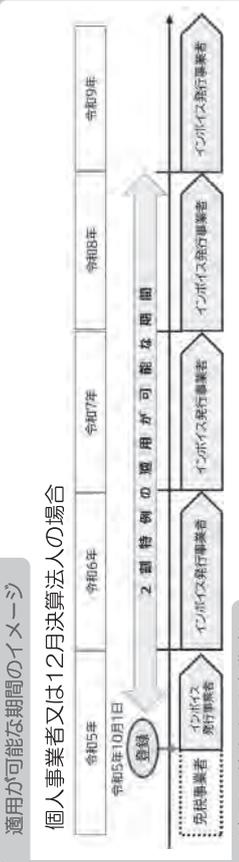
登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント 1 インボイス発行事業者となる小規模事業者に對する負担軽減措置（2割特例）



インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に對する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができるとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。



- 適用可能となる事業者
- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
 - つまり「基準期間※の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。
- ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません
- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
 - 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間
- ※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

- 留意点
- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
 - 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。
- 対象期間
- 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント 4 インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたいものとみなされます。

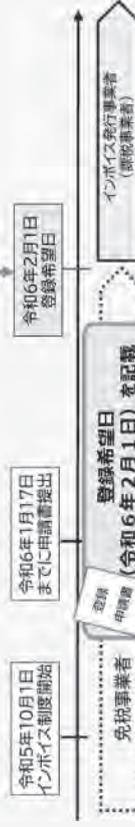
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受けると、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなります。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



特設サイト

ポイント 2 少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年1月～6月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ

ポイント 3 1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要



すべての事業者の方が対象！

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割引などの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



→ 値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始日より適用されます。）



国 税 庁 【法人番号】7000012050002